

最高裁がリニア中間判決上告を棄却、原告団・弁護団が抗議声明

東京高裁の中間判決維持の判決を受けて、原告39名が最高裁に上告、上告の理由書を提出していましたが、最高裁は9月3日、上告を棄却する決定を弁護団に通知しました。

原告適格排除の判断や、リニアの安全性、自然環境の破壊などについては弁論を行わず、地裁・高裁判決を踏襲した今回の決定は許されません。

原告団・弁護団は今回の最高裁決定について、9月11日午後、東京の司法記者クラブで記者会見を行い、この決定に強く抗議する声明を発表しました。

会見には弁護団から関島保雄共同代表、横山聡事務局長、和泉貴士事務局次長の三弁護士、原告団から橋本良仁事務局長、リニア沿線ネットの天野捷一共同代表が出席しました。

記者団には抗議声明を手渡し、始めに関島弁護士が、「最高裁上告が、地裁・高裁の中間判決の不当性を認めたことは、リニアの安全性や南アルプスの自然破壊などを許せないとする原告の当然かつ普遍的な理由を排除するものであり、到底認めることはできない。リニア工事について静岡県の大井川で地下水の減水予測、岐阜県では地下水のトンネル内流出で周辺地域の井戸枯れ、地盤沈下などが起きている。こうした深刻な事態が起きているのに、認可時以降に起きているから争点ではないとする裁判所の判断は受け入れられない。リニア問題の本質を見ない最高裁決定は認められない。まだ二つの裁判があるので、原告団・弁護団は争っていきたい」と述べました。横山弁護士もリニアの安全性や避難対策の不在、自然環境の破壊に反対する原告を除外した裁判所の判決や決定に強く抗議しました。

このあと、原告の橋本氏と本訴原告の天野氏からも、「行政訴訟法改正で原告適格の法律上の利益を拡大するようになったのに、司法は原告適格を狭小に考えている。土地所有者や立木トラスト、土地トラストの参加者を排除したのは不当である」、「アメリカでは巨額な投資に反対する市民の声で、政府もリニア計画から撤退する判断をした。日本のリニアの現時点の問題点はずさんな環境影響調査が原因であり、司法はそのことを誤って見てはいけない」などと述べ、最高裁決定に反論しました。

最高裁決定、抗議声明は添付しますので、ご確認ください。

(文責：リニア訴訟事務局 天野捷一)



年内のリニア訴訟予定

10月30日(木) 13:30

ストップ・リニア！訴訟控訴審第7回口頭弁論(東京高裁)

12月15日(月) 時間確認中

中間判決差戻し審第1回口頭弁論(東京地裁)

声 明

2025年9月11日

ストップ・リニア訴訟原告団・サポーター

代 表 川 村 晃 生

ストップ・リニア訴訟弁護団

弁護団共同代表 弁護士 関 島 保 雄

連絡先

〒194-0022 東京都町田市森野1-8-17

まちだ・さがみ総合法律事務所

弁護士 和 泉 貴 士

電話 042-720-2626 FAX042-723-8943

令和7年（2025年）9月3日、最高裁判所は、リニア中央新幹線（以下「リニア」という。）工事認可の処分取消を求めた原告のうち、南アルプス等の自然環境が破壊されることやトンネル事故等からの輸送の安全性等が確保されていないことを理由にして、工事計画の取り消しを求めていた原告らが、これら原告の原告適格を否定し訴えを却下した1審の中間判決及びこれを追認した控訴審判決について上告及び上告受理申立てを行っていましたが、上告を棄却し、上告受理をしないとの決定を言い渡しました。

原告適格に関する1審の中間判決は、令和5年（2023年）11月28日782名の原告の内原告532名の原告適格を否定し訴えを却下し、249名の原告適格を認めました。1審原告らは控訴しましたが、控訴審判決は、令和5年（2023年）11月28日一部36名の原告の生活利益の侵害の危険性を認めて中間判決を破棄し1審に差戻をしましたがその他の原告に対しては中間判決を認めて控訴を棄却しましたので、最高裁に上告及び上告受理の申立てをしました。

原告適格が認められた原告らの訴訟は、令和5年（2023年）7月18日東京地方裁判所で国土交通大臣の裁量には違法性は無いとして請求が棄却されましたが、控訴し現在東京高等裁判所で審理が続いています。

行政訴訟においては、常に「原告適格」の有無が問題とされます。「原告適格」とは、

「争う法的利益を有する者」が原告として当該処分を争う資格を有するとの要件であり、法的利益を有する者しか行政行為を争えないとされ、争う主体を極力制限することとなります（行政事件訴訟法9条）。本件においては、原告らは以下の「法的利益」を有するとして、以下の3つの類型について原告適格の主張を行ってきました。

① 全原告について共通な適格＝「a 乗車した場合に安全な運行を確保できる利益」
「b 南アルプスの美しい自然景観を享受する利益」

② リニアルート上の一都六県居住者の多くが有する適格＝「居住地域の関係で、工事及び運行に際して騒音、振動、大気汚染、水利、微気圧波、低周波などの環境被害を受ける高度の蓋然性、建設後の日照被害、景観侵害などの被害を受ける高度の蓋然性」

③確実に被害を受ける者＝「ルート上ないし近辺に物権的権利（土地、借地、借家、立木トラスト等）を有する者」

1審中間判決及び控訴審判決は、上記の①、③の類型については原告適格を認めないというものでした。なお、控訴審判決は、中間判決で原告適格が否定された原告の一部36名の原告適格を認めて1審に審理を差し戻しました。神奈川県住民の飲料水源への汚染の危険性、残土運搬ルートの上に近くに住んでいる愛知県住民の生活利益の侵害可能性を理由に原告適格を認めました。

上記①を原告適格と認めないことは、南アルプスという2014年6月にユネスコエコパークにも登録された貴重な自然に対して、山腹に巨大なトンネルを掘削することでの自然環境への深刻な影響を与えることを軽視しておざなりな環境影響評価を鵜呑みにして行われた処分を肯定することになります。また、リニアという超電導磁気浮上式の列車については、未だ磁気運行システムに対する面でも、地震・火災等の安全性の面でも「乗客の安全な運行」が確保されていると客観的に示される資料が提示されていないと言わざるを得ず、この点を原告適格から排除して議論を封じ込めることは、国やJR東海が「乗客の安全性」を重視しない、運行設備について安全性確保義務を有しないと判断したも同然であり、公共交通機関の管理者として許されない態度を容認することとなります。

上記②については、飲料水や農業用水等について及び工事に基づく騒音、振動、大気汚染等を理由とする生活侵害、完成後の日照侵害の適格を一定認めましたが、その余の適格については否定しました。特に、「発生土置き場」の明示について、計画認可後5年

以上を経過して未だに場所自体が確定できないような「事業計画」を容認したことについて国が責任持って認可したと言えるのかという点を司法が容認したこととなることを深刻に受け止めるべきです。

また、上記③について原告適格を否定しましたが、工事が進行し物権的権利自体が物件の収用問題が現実が発生するまで具体的権利侵害とならないというのであれば、そもそも計画自体を問題にすることが不可能になります。

原告団はこのような中間判決及び中間判決を容認した控訴審判決に不服で最高裁判所に対し、原告適格を否定することは、「裁判を受ける権利」を侵害する憲法32条違反であるとして、上告し上告受理申立てをしてきました。今回の最高裁判決で最高裁判所が国民の裁判を受ける権利に背を向けた決定をしたことは、国民の最後の法の番人である最高裁判所の役割を放棄したもので、許されない決定であると強く抗議するものであります。

リニア工事に関しては工事が進行するに従って各地で重大な環境破壊が生じています。特に昨年5月に発覚したトンネル工事により岐阜県瑞浪市大湫町で井戸枯れ14か所井戸減水4か所、水位異常10か所、地下水位低下70m、地盤沈下最大8cm等被害が現在も続いている状況で工事は既に1年以上ストップした状況です。JR東海は地下水の漏水及び水位低下を防ごうと薬液注入工法を検討しましたが、昨年7月に発生した北薩トンネルの地下水水圧によるトンネル壁の崩落土砂流入事故を受け、トンネル崩落事故につながりかねない薬液注入工事による、地下水の漏水防止、地下水位の回復等は諦め、地下水の流出を放置せざるを得ない方針に転換しております。今後リニア工事の最大の難所と言われる南アルプストンネル工事が始まると、最大土被り1400m地点もある標高3000m級の山岳地帯であり、その土圧や水圧を考えると大湫町のトンネルの安全性とは比較にならない巨大な圧力が予想されます。トンネル崩落事故等トンネル工事及び乗客の安全性に不安を持つのは当然です。またトンネル掘削により南アルプスの地下水位は300m以上の低下が予測されています。トンネル直上の荒川岳周辺の山岳地帯や大井川の支流の水枯れや高山植物の枯渇等生態系の破壊が深刻です。

本件訴訟の原告団、弁護団、サポーターは、一体となって、このような不当な最高裁判決に断固抗議し、国民的世論を盛り上げて本件リニア事業の不適切さを明らかにして、リニア工事計画の認可処分の取消と本件工事を中止させるまでたたかい抜く所存です。

以上

裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和6年(行ツ)第266号
令和6年(行ヒ)第323号
決定日 令和7年9月3日
裁判所 最高裁判所 第三小法廷
裁判長裁判官 石 兼 公 博
裁判官 林 道 晴
裁判官 渡 辺 恵 理 子
裁判官 平 木 正 洋
当事者等 別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示 東京高等裁判所令和3年(行コ)第19号(令和5年11月28日
判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和7年9月3日

最高裁判所 第三小法廷

裁判所書記官 尾崎 由希子